

令和3年度の障害者雇用関係助成金は以下の見直しを行う予定。

## 令和2年度

### トライアル雇用助成金

#### 障害者トライアルコース

### 障害者雇用安定助成金

#### 障害者職場定着支援コース

- ①柔軟な時間管理・休暇取得
- ②短時間労働者の勤務時間延長
- ③正規・無期転換
- ④職場支援員の配置
- ⑤職場復帰支援
- ⑥中高年障害者の雇用継続支援
- ⑦社内理解の促進

#### 障害者職場適応援助コース

- ①訪問型職場適応援助者による支援
- ②企業在籍型職場適応援助者による支援

### 特定求職者雇用開発助成金

#### 障害者初回雇用コース

## 令和3年度（予定）

### トライアル雇用助成金【制度拡充】

【障害者トライアルコース】  
障害者がテレワークの勤務形態で働く場合に、最大6ヶ月（現行3ヶ月）までトライアル雇用が可能

### キャリアアップ助成金【二事業助成金内で移管】

【障害者正社員化コース】  
障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主に対して助成

### 障害者介助等助成金【納付金助成金に移管】

【職場支援員の配置・委嘱助成金】  
雇用する障害者の職場定着を図るために職場支援員を配置・委嘱した事業主に対して助成

### 【職場復帰支援助成金】

中途障害等により1ヶ月以上の療養のための休職を余儀なくされた者の職域開発その他職場復帰のために必要な措置を講じた事業主に対して助成

### 職場適応援助者助成金【納付金助成金に移管】

【訪問型職場適応援助者助成金・企業在籍型職場適応援助者助成金】  
職場適応援助者による援助を必要とする障害者のために、職場適応援助者による支援を実施した事業主に対して助成  
※同一の企業在籍型職場適応援助者は1回のみ

廃止

# 障害者雇用安定助成金の見直しについて

○ 今般、障害者雇用関係助成金の見直しを行い、これまで雇用保険を財源とした雇用保険二事業の障害者雇用安定助成金（職場定着支援コース及び職場適応援助コース）において助成を行っていた措置の一部について、令和3年度以降、障害者雇用納付金を財源とした納付金助成金として措置することとする。

具体的な内容は以下のとおり。

## 障害者雇用安定助成金（職場定着支援コース）

	現行（職場復帰の支援）	見直し後（障害者介助等助成金）
対象障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者</li> <li>・精神障害者（発達障害のみ有する者を除く）</li> <li>・難病患者（361疾患）</li> <li>・高次脳機能障害</li> </ul>	変更なし
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用する労働者が中途障害となったこと等により、1か月以上の休職を余儀なくされた者について、職場復帰後、対象障害者を継続して雇用していること。</li> <li>・職場適応措置（① 時間的配慮関係、② 職務開発等関係、③ ②に伴い、新たな職務に従事することとなった対象労働者に対して実施する講習）を実施しなければ障害により適切な雇用を継続することが困難であると認められるものに対し、職場適応の措置を実施すること。</li> </ul>	変更なし
助成額	①②：対象障害者1人につき4.5万円/月 [中小企業は6万円/月]（支給対象期間1年間） ③：2～9万円/6か月 [中小企業は3～12万円/半年]（支給対象期間1年間）	変更なし

	現行（職場支援員の配置）	見直し後（障害者介助等助成金）
対象障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者</li> <li>・発達障害者 ・難病患者（361疾患） ・高次脳機能障害</li> </ul>	変更なし
支給要件	新たに対象障害者の雇い入れ、勤務時間延長、配置転換等の日から6か月以内に職場支援員を雇用契約又は委嘱により配置すること	左記に加え、企業在籍型職場適応援助者による支援終了後6か月以内に職場支援員の配置を行った場合についても支給対象とすることとする。
助成額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用契約：障害者1人につき3万円/月 [中小企業は4万円/月]（2年間（精神障害者は3年間））</li> <li>（※）短時間労働者はそれぞれの半額</li> <li>・業務委託：雇用契約と同じ</li> <li>・委 嘱：委嘱1回当たり1万円（上限は4万円/月）</li> <li>（2年間（精神障害者は3年間））</li> </ul>	企業在籍型職場適応援助者による支援が終了したことを要件として申請する場合については、支給対象期間は6か月とする。

# 障害者雇用安定助成金の見直しについて

## 障害者雇用安定助成金（職場適応援助コース）

	現行（訪問型・企業在籍型職場適応援助者による支援）	見直し後（職場適応援助者助成金）
対象障害者	訪問型・企業在籍型共通 ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・難病患者(361疾患) ・高次脳機能障害者 ・機構作成の職業リハビリテーション計画の中で職場適応援助が必要であると認める者	変更なし
支給要件	地域センターが承認又は作成した計画に基づき、職場適応援助者による支援を行うこと。	変更なし
助成額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>訪問型(精神障害者以外)</u>                実施日数×16,000円(4時間未満の場合は8,000円)                (※最長1年8か月)</li> <li>・<u>訪問型(精神障害者)</u>                実施日数×16,000円(3時間未満の場合は8,000円)                (※最長2年8か月)</li> <li>・<u>企業在籍型(精神障害者以外)</u>                実施月数×6万円[中小企業は8万円]                (※最長6か月(3年間で支援対象障害者1人当たり最大2回受給))</li> <li>・<u>企業在籍型(精神障害者)</u>                実施月数×9万円[中小企業は12万円]                (※最長6か月(3年間で支援対象障害者1人当たり最大3回受給))</li> </ul>	変更なし ※企業在籍型については、同一の申請事業主(事業所)で、同一の企業在籍型職場適応援助者が助成対象になるのは1回とすることを要領に規定する予定。